

# 社会福祉法人 倉敷市社会福祉事業団 役員等報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団（以下「当法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条に基づき、理事長、役員、評議員並びにその他委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事長とは、定款第 15 条に基づき置かれる理事長をいう。
- (2) 役員とは、定款第 15 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる評議員をいう。
- (4) その他委員とは、定款第 6 条に基づき置かれる評議員選任・解任委員及び社会福祉法第 82 条に基づき置かれる第三者委員をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項に基づき定める職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

第 3 条 理事長に対しては、職務執行の対価として、別表 1 に定められた月額報酬を各年度の報酬総額の上限の範囲内で支給する。

- 2 当法人の業務執行のために必要な会議等へ出席した役員及び評議員並びに監査の業務にあたった監事に対しては、別表 2 に定められた報酬を各年度の報酬総額の上限の範囲内で支給する。ただし、役員の内、施設長等の職員の立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 職務執行のために必要な会議等へ出席したその他委員に対しては、別表 2 に定められた報酬を支給する。ただし、その他委員の内、施設長等の職員の立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

## (報酬の支給方法)

第 4 条 理事長の報酬の支給は、社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団職員給与規程第 7 条の規定を準用する。

- 2 理事長以外の役員等の報酬は、会議等へ出席の都度、現金で支給する。ただし、同一日に複数回会議が開催された場合は、2 回目以降の会議の出席に対する報酬は支給しない。

## (費用弁償)

第 5 条 役員等がその職務執行に当たって負担した費用については、社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団旅費規程を準用し、費用を弁償する。

(費用弁償)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、平成29年4月1日施行の社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団役員等報酬規程は廃止する。

別表1

区分	報酬の額	各年度の報酬総額の上限	費用弁償の額
理事長	月額 100,000円	1,200,000円	社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団旅費規程に定める実費相当額

別表2

区分	報酬の額	各年度の報酬総額の上限	費用弁償の額
理事	日額 7,100円	200,000円	社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団旅費規程に定める実費相当額
監事	日額 7,100円	150,000円	同上
評議員	日額 7,100円	250,000円	同上
評議員選任 ・解任委員	日額 7,100円	—	同上
第三者委員	日額 7,100円	—	同上